

平成23年10月24日

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫 様

福島県原子力損害対策協議会
会長 福島県知事 佐藤 雄平

公開質問書

このたびの原子力発電所事故に伴う損害賠償について、平成23年9月2日に本協議会は東京電力(株)に対し、200万人福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施を求める要求活動を行ったところであるが、未だその要求事項に対する明確かつ具体的な対応が示されていない。

原子力発電所事故から7か月以上が経過した今も多くの福島県民が、放射線による危険や将来的な健康への影響等を回避するために住み慣れた愛着ある居住地からの避難を余儀なくされ、仮設住宅等で不安な生活を送り、事業者は事業再開に向けて懸命に踏み出そう、立ち上がろうと、福島県民はそれぞれの立場で様々な努力を重ねてきたが、再起・再建の見通しは陰しく、強い不安感や焦燥感と闘いながらも必死に日々生活している。

現在、避難者は避難等指示区域内の住民だけにとどまらず、福島市や郡山市などの区域外からも約5万人以上もの住民が全国各地に自主的に避難し、福島県民は、日常生活のすべてにおいて、これまでの平穏な生活が奪われている。

また、本件事故に伴う損害額については、経済的損害や精神的損害、地方公共団体の損害だけでも、事故後の1年間で2兆円の規模に上ると試算しており、今後いつまで続き、どこまで拡大していくのか予測もできない状況にある。

我々が第一に望むことは、3月11日の事故以前の生活に戻ることであり、本件事故によって福島県民が被った様々な損害はすべて賠償されることが大原則である。

東京電力(株)は、本件事故の加害者であることを忘れず、被害者に寄り添い、本県が被ったあらゆる損害の実態に見合った賠償を确实かつ迅速に行うべきである。

については、200万人福島県民の総意として、別紙の項目について公開質問を行うので、平成23年11月4日(金)までに、項目ごとに明確かつ具体的に文書で回答を求める。

なお、本質問書及びその回答内容については、本協議会員への送付やホームページへの掲載等により、東京電力(株)の損害賠償に対する考え等について明らかにするものである。

(別紙)

1 損害賠償の範囲

(1) 基本的な考え

国の「原子力損害賠償紛争審査会」が策定している「指針」は、損害賠償の最低限の基準であり、東京電力(株)は指針に明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への迅速かつ十分な賠償を行う責任があることから、原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、「指針」の対象の有無にかかわらず、幅広く賠償の対象とする考えはあるか。

(2) 現実的に被っている損害について

ア すべての福島県民の精神的損害(避難等指示区域外を含む)

- ・県内全域で放射線による不安にさらされていることなどから、すべての県民の精神的損害を賠償の対象にすること。

イ 避難等指示区域内の住民の精神的損害について、期間の経過に伴う精神的損害の増額賠償(基準額の減額の見直し)

- ・避難の長期化に伴う不安や焦燥感、将来に対する絶望感など精神的苦痛は日ごとに増大していくものであり、また、仮設住宅等への移転により生活費が更に増加することから、増額して賠償の対象とすること。

ウ 緊急時避難準備区域等において自宅等に滞在している者の精神的苦痛や生活費の増加費用等の賠償

- ・自由な行動が制限されていることに加え、家族と一緒に暮らすことができないなど平穏な生活を奪われている実態にあることから、賠償の対象とすること。

エ 自主的避難に伴う費用

- ・安全・安心を求めて自主的に避難することはやむにやまれぬ行動であることから、賠償の対象とすること。

オ 風評被害対策に要する費用

- ・風評被害を最小にとどめるために事業者がそれぞれ努力して実施している風評被害対策に要した費用も賠償の対象とすること。

カ いわゆる「のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産

- ・これまで築き上げてきた、いわゆる「のれん代」や業務上の信用力としての「ブランド」等の無形財産の損害を賠償の対象とすること。

キ 放射線被ばくによる健康被害など、原子力発電所事故に起因して被った生命・身体的損害

- ・幅広くかつ長期的にとらえ、最後まで確実に賠償の対象とすること。

ク 検査・除染費用などの放射線対策経費（避難等指示区域外を含む）

- ・放射線による汚染は全県域に生じていることから、自ら実施する放射線対策経費も賠償の対象とすること。

ケ 地方公共団体等の損害（収収減、本件事故に伴って実施した事業）

- ・本件事故に伴い生じていることは明らかであることから、賠償の対象にすること。

コ 地震、津波の複合的要因がある場合の損害

- ・地震・津波による損害との区別が判然としない等、複合的要因がある場合であっても、本件事故によって長期的かつ深刻な被害を受けていることから、すべて原子力損害として賠償の対象とすること。

サ 避難等指示区域内の自宅等における盗難被害

- ・本件事故により長期間にわたり避難を余儀なくされ、管理不能な状態になったことにより生じた損害とも考えられるため、賠償の対象とすること。

シ 特別の努力を行った者への十分な賠償

- ・個人における早期の転職や臨時の就労等、事業者における早期に転業するなど特別の努力を行った者に対する具体的な配慮を行うこと。

2 損害賠償請求の手続き等

（1）請求に対する基本姿勢・請求書の見直しについて

- ア 東京電力(株)では、「指針」の明記の有無にかかわらず、被害者が求めるすべての損害の請求を受け付けるべきだが、どう考えているのか。
- イ 東京電力(株)が作成した請求様式は「指針」に対応したもので損害項目が限定的であることから、被害者に「指針」以外の損害項目は受け付けないとの誤解を生じさせており、請求様式の見直しを含めその改善を具体的にどう図っていくのか。

（2）請求受付・相談の対応等

- ア 福島県内すべての市町村及び県外の避難先において、請求受付・相談窓口の開設や説明会の開催等を行う考えはあるか。また、実施する場合の場所や開設・開催日程、体制等については具体的にどうするのか。
- イ 請求を受け付ける福島原子力補償相談室（コールセンター）とは別に、請求受付対応に関する苦情、相談、審査状況等についてワンストップで対応できる窓口を開設する考えはあるか。

(3) 請求方法等の周知

ア 県内（避難等指示区域内含む）のみならず全国各地に散らばった被害者に対する請求方法等の周知については、定期的かつ相当期間継続して行う必要があるが、具体的にどのように対応していくのか。

イ 県外避難者に対する説明会や個別相談会の開催などは具体的にどのように行うのか。

(4) 高齢者等への対応

すべての被害者が円滑な賠償請求手続きを行うことができるよう、特に高齢者や体が不自由な方などに対しては、具体的にどのような支援を行うのか。

3. 損害賠償の算定基準等

(1) 財物価値の喪失・減少

ア 避難等指示区域内の財物価値（動産、不動産）の喪失・減少に係る算定基準については、いつ具体的に示され、請求受付が開始されるのか。

イ また、早期に算定基準を示さない場合、仮払いや概算払いにより被害者の早期救済を図る必要があるが、どう考えるか。

(2) 観光業等の風評被害

観光業及びサービス業等の風評被害に係る算定基準については、これまで原発事故以外の要因による売上減少率（観光業 20%、サービス業等 3%）の一律除外を早急に見直すよう申し入れてきたところであるが、正式にいつからどのように算定基準を見直す考えであるのか。

(3) 検査費用（物）

避難等指示区域内の財物に係る放射線の検査費用（物）については、請求書では原則 1 回のみを対象としているが、自己の財物の放射線汚染の有無を事故後早い段階で確認したいという心理は合理的であり、かつ当該財物の処分等を行う際に改めて放射線の検査を求められることもあることから、財物に対する検査費用は 1 回限りとするべきでなく、回数制限を撤廃すべきでないか。

4. 合意書の位置付けについて

本件事故による被害が収束していない間は、最終的な合意となるものではなく、当然のことながら、その間は何回でも追加で請求が可能であり、請求権を放棄するものではないと理解してよい。